

結婚と新居への引越しを
予定している方へ

「上松町結婚新生活支援補助金」について



町内における結婚とそれに伴う新生活への支援のため、以下のとおり補助金を交付します。交付を希望される方は申請書及び必要書類を企画政策係まで提出してください。

【制度の概要】

交付対象要件	対象経費・対象期間	補助額	申請期限
1、令和3年4月1日以降に婚姻届を提出していること。 2、夫婦の双方が、上松町の住民基本台帳に記載され、補助金申請日から 5年以上本町に居住する意思 を有すること。 3、夫婦の双方が婚姻届提出日において 39歳以下 であること。 4、下記(A)により算出した夫婦の合計所得が 400万円未満 であること。 5、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 6、過去において、夫婦のいずれかが、この要綱に基づく補助金を受けていないこと。 7、町税等に滞納がないこと。 8、夫婦の双方が暴力団員でないこと。	①住居費 (婚姻を機に支払った住宅の新築費用、購入費用、賃借料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等) ②引越費用 (転居先住宅への引越しに伴い支払った引越業者・運送業者への支払費用) 対象期間 婚姻届提出日または、同居開始日 (※)～その翌年の2月末日 ※婚姻届を提出した年の1月1日より以前の支払は対象外	対象期間内に支払われた①と②の合計額に対し 上限30万円	婚姻届提出日の翌年の2月末日

【所得算出方法 (A)】 (a) 夫婦の合計所得 - (b) 夫婦の合計貸与型奨学金年間返済額 = (c) 算出額

例、夫：年収370万円(所得242万円) 奨学金年返済額42万円(月々3.5万円)
 妻：年収350万円(所得227万円) 奨学金年返済額30万円(月々2.5万円) の場合
 (a) 469万円 - (b) 72万円 = (c) 397万円 ←400万円未満のため交付対象

- ・(c) 算出額が400万円以上の方は申請できません。
- ・婚姻を機に夫婦の双方またはいずれかが、離職しており、申請日において無職である場合は、その方の所得は「0円」として算出します。

【必要書類】

- (1) 交付申請書【様式第1号】 (2) 婚姻届受理証明書 or 婚姻後の戸籍謄本 (3) 直近の所得証明書等 (4) 納税証明書
 (5) 離職票 (6) 奨学金の返済額が分かる書類 (7) 物件の請負契約書写・領収書等写 (8) 物件の売買契約書写・領収書等写
 (9) 物件の賃貸借契約書写・領収書等写 (10) 住居手当支給証明書【様式第2号】 (11) 引越費用の領収書写
 ※(5)～(11)は、それぞれ該当する資料のみ提出してください (3)～(6)は夫婦2名分を提出してください。

【受給時の確定申告について】

当補助金は一時所得として扱われます。一時所得は年間の合計額が50万円を越えると課税対象となるため、例えば「上松町結婚祝金」(現金20万円 商品券5万円分)等の交付金・補助金等も受給し、合計が50万円を越えた場合は確定申告が必要です。

また、物件を購入あるいは新築し、確定申告で「住宅借入金等特別控除」を受ける場合は、本補助金の「住居費」分を「住宅の取得対価の額」から控除してください。

申請に関するお問い合わせは、上松町役場 企画財政課 企画政策係 (TEL: 0264-52-4801) まで